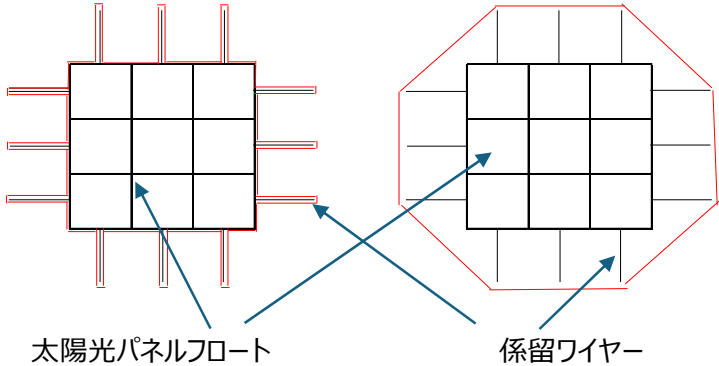


No.	表題	質問事項	回答
1	公募要綱 p.2 2.(3)	発電事業を行う期間（20年以内）には、設計・工事を行う期間および事業終了後の撤去工事期間は含まれない理解でよろしいでしょうか。	河川占用許可を出した時から20年間とし、撤去、原状回復を含みます。20年を超過する事業の継続については、河川管理者と協議するものとします。
2	公募要綱 p.3 2.(4)②(a)	物品の製造に係る愛知県競争入札参加資格者名簿の登録がされていない場合、企画提案書の提出期限までに登録の資格審査の申請を行うことで登録を得る見込みの者と解釈してよろしいでしょうか。	物品の製造に係る愛知県競争入札参加資格者名簿の登録がされていない場合は、企画提案書の提出期限までに登録を終えてください。企画提案書の提出期限日（令和7年10月30日（木））の時点で登録されていない場合は失格となります。 名簿登載のスケジュールは決まっておりますので、期日に間に合うよう登録の申請を進めてください。詳細は下記HPをご参照ください。 【令和6・7年度入札参加資格審査申請（物品等）のご案内】 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/shinsei0607.html
3	公募要綱 p.2 2.(4)	複数の法人によって構成された共同事業者を含めるべきは、以下のうちの業務になりますでしょうか。 1.発電事業者 2.水上太陽光発電設備の設計・施工業者 3.水上太陽光発電設備の維持管理者	共同事業者を含めるべき業務を特に定めていませんが、様式第4号や様式第7-1号に各構成企業の役割を明記してください。
4	公募要綱 p.2 2.(4)	“共同事業者”の定義をご教示ください。また“共同事業者”の要件があればご教示ください（例えば、共同事業者間でSPCを組成する場合、SPCへの出資の必要性の有無など）。	共同事業者とは、複数の法人で本公募に係る事業を実施する組織体を指しますが、特段組織形態を制限するものではありません。出資や議決権保有割合の有無等は求めませんが、各構成企業の役割を明記して下さい。
5	公募要綱 p.6 3.(3)	河川区域占用料金230円/m2の対象範囲は設備の設置面積でしょうかそれともCNゾーン全体の面積でしょうか。	河川占用の範囲は、公募要綱3.(2)に記載している次のとおりです。この範囲について占用料を徴収します。 「占有者がフェンスで囲った範囲としますが、残地の管理面から河川占用手続の中で河川占用範囲の調整をお願いする場合があります。」

No.	表題	質問事項	回答
6	公募要綱 p.6 3.(3)	河川占用料金は、許可もしくは更新時の最新の単価を適用するとの事ですが、3年毎に見直すという意味でしょうか。 見直しする場合は何をもって見直しますでしょうか。	占用許可時の愛知県流水占用料等徴収条例の単価を適用します。条例改正に伴う単価の改正があった場合は、最新の単価を適用します。 徴収条例の土地単価の設定根拠が地価調査価格ですので、3年に限らず地価調査価格の大きな変動があった場合は土地単価を見直す可能性があります。
7	公募要領 p.2 2.(4)	参加表明の時点で、単独もしくは共同事業者の役割として、含めるべき必須の業務は次のうちどれでしょうか。1. 発電事業者、2. 太陽光発電設備の設計施工業者、3. 電力小売業者、4. 太陽光設備の維持管理	含めるべき必須の業務を特に定めていませんが、公募要綱2.(4)参加資格の条件を全て満たすことを確認してください。 また共同事業者として参加する場合、様式第4号や様式第7-1号に各構成企業の役割を明記してください。
8	公募要領 p.2 2.(4)	共同事業者として申請するには、出資を伴う合同会社等の設立が必要でしょうか。	出資を伴う合同会社等の設立について条件を設けておりません。
9	公募要綱 p.4 2.(5) p.11 6.(2)	様式第5号の内容と様式7-2号の内容が異なっても良いでしょうか。 (提出期間の間に新たな実績ができた場合など)	様式第5号と様式第7-2号に記載する事業が異なる事業でも差し支えありません。
10	公募要領 p.5 3.(2)	変圧器および送電盤を水の流入しない場所に設置する必要がありますが、CNゾーンまたはCNゾーンに隣接する区画に設ける事は可能でしょうか。(必要面積 最低300m ²)	遊水地内のCNゾーンに隣接する区画への設置は想定していません。 なお、公募要綱4.(2)③のとおり、CNゾーン内で部分的に盛土することは可能です。
11	公募要領 p.8 4.(2)	構造等の条件で層厚10cmの程度の砂利の敷き均しを行うとのことですが、その前に盛り土を行ったり、または削ったりしますか。 造成計画の詳細を開示いただけますでしょうか。	公募要綱2.(5)5)(e)のとおり、企画提案書提出要請者に対し、図面および地盤データを提供します。

No.	表題	質問事項	回答
12	公募要領 p.6 3.(3) p.16 11(1)	河川占用区域の定義を教えてください ① 占用料金の計算に用いる面積 ② 清掃、除草、堆積土除去、除雪のひつような管理面積 赤線を占用範囲とする場合 A, B 何れは又はその他どのような考えになりますか。 A 設備を上面からみた投影面積 B 設備の外周を結んだ面積  太陽光パネルフロート 係留ワイヤー	① 河川占用の範囲は、公募要綱 3.(2)の記載のとおり「占有者がフェンスで囲った範囲」となります。なお、フェンスで囲われていない架空線部分についても河川占用の対象となりますのでご注意ください。 ② 河川占用する範囲となりますので、①で示した範囲が管理範囲となります。
13	公募要綱 p.2 2.(4)	「応募者は、次に掲げる要件を満たす単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者とします。」との記載があります。 ① 共同事業者の定義をご教示ください。 ② あくまでも、太陽光発電設備を設置・運営する者が事業者で、自営線や託送によるPPA事業の需要家は共同事業者には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 ③ ②の場合、様式第 7 - 1 号【事業の実施内容】1)実施方針・体制に特定の需要家の名称を記載すればよろしいでしょうか。	① 共同事業者とは、複数の法人で本公募に係る事業を実施する組織体を指します。 ② 需要家が共同事業者に入ることを妨げるものではありません。 ③ -

No.	表題	質問事項	回答
14	様式第 5 号 事業履行実績書	企業名の欄ですが、本事業と類似の事業履行実績が単独だった場合は代表企業に☐の必要はなく、受注形態の単独・共同の別の欄で単独に☐をすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	様式第 5 号 事業履行実績書	「発注者（団体名）」の欄につきまして確認させて下さい。 ①自社開発物件の定義をご教示ください。 ②弊社が発電事業者となって水上太陽光発電設備を用いて、発電事業を行っている物件の実績であるため、「発注者」が存在しません。 その場合、自社開発物件に☐を入れて発注者（団体名）はblankとさせていただきますとの理解でよろしいでしょうか。	①自社開発物件とは、他社や自治体等から請負や委託を受けて行っているものではなく、自社の事業・取組として行っているものを指します。 ②ご理解のとおり、貴社自身の事業として行っている発電事業であれば自社開発物件となりますので、自社開発物件に☐を入れ、発注者（団体名）は記載不要です。
16	様式第 5 号 事業履行実績書	「契約年月日及び契約期間」の欄ですが、弊社の当該物件の実績においては、複数の契約書が存在しています。今回記載するべき「契約年月日と契約期間」は、「売電契約書(電力需給契約書)」のものを記載すればよろしいでしょうか。	自社開発物件の場合で発電事業の場合は、ご理解のとおりです。自家消費の場合（発電事業でない場合（売電していない場合））は、発電開始日と運用期間を記載してください。 なお、自社開発物件の場合は、発電開始日が分かる証憑資料を提出いただく場合があります。
17	様式第 5 号 事業履行実績書	「受注形態」の「発注方式」の欄ですが、弊社が前述の事例の様に、発電事業者となっている実績の場合はどのように記載すればよろしいのかご教示ください。	自社開発物件の場合は記載不要です。
18	様式第 5 号 事業履行実績書	「契約金額」の欄は何の契約金額を記載すればよろしいのかご教示ください。 「売電契約書(電力需給契約書)」の中に定められている「売電単価」を記載すればよろしいでしょうか。	自社開発物件でない場合は、工事等の請負金額を記載してください。 自社開発物件の場合は、記載不要です。